

○大阪電気通信大学における公正な研究活動の推進等に関する規程

平成27年4月7日

制定

最近改正 令和3年9月7日

(目的)

第1条 この規程は、大阪電気通信大学研究活動規則第1条にいう「研究活動の公正性の確保」のために体制を整備し、もって本学における健全な研究活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動における「不正行為」とは、次に掲げる行為で、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。ただし、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

ア 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

イ 「改ざん」とは、研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

ウ 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

エ 「二重投稿（二重出版）」とは、著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表することをいう。

オ 「不適切なオーサーシップ」とは、発表論文において著者としての資格がないにもかかわらず真の著者から好意的にオーサーシップが付与されること（ギフト・オーサーシップ）、及び著者としての資格がありながらオーサーシップが付与されないこと（ゴースト・オーサーシップ）をいう。

(2) 「悪意」とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(3) 「配分機関」とは、各省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、地方公共団体等を

いう。

(責任体系)

第3条 第1条の目的を達するため、本学の研究活動の公正性を確保する組織として、最高管理責任者、最高管理責任者補佐、統括管理責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 本学を統括し、研究活動の公正性の確保について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 第9条で定める研究倫理委員会で審議を主導し、不正防止計画を策定、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究倫理教育が行えるように、本学全体を統率する。

(2) 本学における不正防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて改善を指示する。

(最高管理責任者補佐)

第5条 最高管理責任者を補佐する者として最高管理責任者補佐を置き、副学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者の下、研究活動の公正性の確保について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 不正防止計画に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、実施する。

(2) 実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(3) 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究倫理教育を実施する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 統括管理責任者の下、各学部、各研究科、各研究所、部署等における研究倫理教育を推進し、研究倫理の涵養を図る者として研究倫理教育責任者を置き、学部長、共通教育機構長、研究科長、研究機構長及び研究連携推進センター長をもって充てる。

2 研究倫理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科及び各研究所における研究倫理教育の実施を促進し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- (2) 自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科及び各研究所において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (3) 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究科及び学部の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を促進する。
(研究倫理教育副責任者)

第8条 研究倫理責任者を補佐し、研究倫理教育の日常的な管理、監督を行う者として、研究倫理教育副責任者を置き、大学事務局研究支援室長をもって充てる。

(研究倫理委員会の設置)

第9条 公正な研究活動の推進に関する事項を審議するため、研究倫理委員会を置く。

2 研究倫理委員会について必要な事項は、大阪電気通信大学研究倫理委員会規程に定める。

(研究活動のルールに関する相談窓口)

第10条 本学における研究活動のルールについて、本学内外からの相談を受ける窓口を置く。

2 相談窓口は、研究支援室とする。

3 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切なルールの作成や遵守の体制を支援するよう努めるものとする。

(告発受付窓口)

第11条 研究活動における不正行為に関する告発又は告発までに至らない段階の相談等(以下「告発等」という。)は、学校法人大阪電気通信大学公益通報等に関する規則第2条に定める法人内部監査室を通じて受け付ける。

(告発の取扱い)

第12条 告発等は、告発受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、直接行われるべきものとする。

2 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 告発等の受付や調査、事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案には関与してはならない。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第13条 告発を受け付ける場合、個室での面談、電話や電子メール等を窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 調査関係者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
- 4 告発には、不正とする科学的な合理性のある理由を示すことを必要とし、告発者に対し、調査に協力を求める場合がある。また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行うこともある旨を告知する。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 6 相当な理由なく、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第14条 告発の意思を明示しない相談について、相談を受け付けた内部監査室は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。

- 2 前項の相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 3 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを、本学が確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合のみとする。

(警告)

第15条 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発等について、最高管理責任者は、その内容を確認、精査し、合理的な理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が本学の研究者等でないとき

は、警告に代えて被告発者の所属する機関に当該事案を回付することができる。

(調査を行う機関)

第16条 本学に所属する研究者等に係る不正行為の告発があった場合、原則として、本学が告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が本学と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- 3 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、本学は、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。
- 4 本学は、告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学協会等の科学コミュニティがある場合、関連がある機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求める。

(予備調査)

第17条 最高管理責任者は、告発を受け付けた後速やかに、調査委員会を設置し予備調査を行う。

- 2 調査委員会は、被告発者の所属する学部の学部長、被告発者の所属する学科から1名、大学事務局長及び学長が指名する学外有識者3名で構成する。
- 3 調査委員会は、告発を受け付けた後速やかに、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、研究成果の事後の検証を可能とするもの(生データ、実験ノート、観察ノート、実験試料、試薬等)については、合理的な保存期間を超えるか否か等、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発がなされた事案について、本調査を行う必要があるか否かを30日以内に決定する。
- 5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第18条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、当該調査事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

3 本調査が開始されるまでの期間は、本調査の実施決定後、概ね30日以内とする。

(調査体制)

第19条 本調査は、予備調査で設置した調査委員会が引き続き行う。

2 最高管理責任者が必要と認める場合には、委員を追加することができる。ただし、学外有識者の数は半数以上とする必要がある。

3 最高管理責任者は、調査委員会に調査を当たらせるに際し、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

4 告発者及び被告発者は、通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

5 異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査する。

6 最高管理責任者は、調査委員会が、当該内容を妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法及び権限)

第20条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験ノート、観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行われる。この際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するため、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に関し調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、その指導、監督の下にこれを行う。

3 この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者等の関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合も誠実に協力しなければならない。

(調査の対象となる研究活動)

第21条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(証拠の保全措置)

第22条 最高管理責任者は、本調査に当たり、告発された事案に係る研究活動に関し、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

2 本学が、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関となっていないときは、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

3 被告発者は、前2項の保全措置に影響しない範囲で研究活動を行うことができる。

(調査の中間報告)

第23条 告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(認定)

第25条 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内を目安として調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

3 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。

4 調査委員会は、被告発者が生データや実験ノート、観察ノート、実験試料、試薬等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも不正行為と認定する。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害等)により、当該基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。生データや実験ノート、観察ノート、実験試料、試薬等の不存等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

5 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づ

くものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 6 認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 8 最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 9 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続ののっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 説明責任の程度及び本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断による。

(不服申立て)

第27条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から10日以内に不服申立てをすることができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、通知を受けた日から10日以内に不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。
- 4 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。ただし、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主

な目的とすると調査委員会が判断するときは、本学は以後の不服申立てを受け付けられないことができる。

- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者、告発者及び告発者の所属機関に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(再調査)

第28条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。当該協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

- 2 調査委員会は、不服申立ての日から概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者及び被告発者等に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 3 調査委員会は、再調査が開始された日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者及び告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知し、加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項に規定する公表における公表内容は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の概要
 - (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属、調査方法の概要

(5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

3 前項の規定にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

4 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときも同様とする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第30条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」と総称する。)に対しては、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

2 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合及び告発が悪意に基づくものと認定された場合は、理事長へ報告する。

3 理事長は、被認定者に対する処分が必要であると認めた場合は、学校法人大阪電気通信大学就業規則等に基づき手続きを行う。

4 理事長は、悪意が認定された告発者に対する処分が必要であると認めた場合は、学校法人大阪電気通信大学就業規則等に基づき手続きを行う。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月7日から施行する。